

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

証拠説明書(3)

(第10準備書面に関して)

平成25年5月24日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。書証中の黄色マーカーは原告らによる。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A4	「志賀原発の『津波対策』『ストレステスト』の問題点」 日本の科学者 Vol.47 No.7 所収	写	児玉一八	H24.7	①	【第10準備書面第2第2項(3)、第6第2項(1)】 平成24年2月3日、被告が、主蒸気逃がし安全弁を強制的に開放することにより数分間程度で圧力容器内気圧を大気圧まで下げることができるので同容器内に消防ポンプまたは消防車による注水は可能であると説明したこと 高圧電源車からは、原子炉隔離時冷却系の制御、小さな注水ポンプ、原子炉建屋の換気、中央制御室の喚起、監視、照明及びベント弁の開閉に電力を供給することが想定されていること
B26	「タンクのスロッシングおよび地震記象からみた長周期地震動の特徴」 土木学会論文集 第362号所収	写	山田善一、 家村浩和、 野田茂、嶋田三朗	S60.4.18	③	【第10準備書面第1第1項(2)】 昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震では、スロッシング固有周期が異なる多数の石油タンクでスロッシングが発生したこと

B27	「東北地方太平洋沖地震における石油タンクのスロッシングに関する調査結果」 (気象庁「長周期地震動に関する情報のあり方検討会(第1回)」の会議資料)	写	座間信作 (消防庁消防研究センター)	H23.11.14	③	【第10準備書面第1第1項(2)】 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震でも、スロッシング固有周期が異なる多数の石油タンクでスロッシングが発生したこと (本書証5枚目の下図「スロッシング固有周期と最大波高との関係」等を参照)
B28	東電事故調査報告書 「別紙2」p138	写	東京電力株式会社	H24.6.20	①	【第10準備書面第2第2項(3)ウ】 東京電力の報告では、福島第二原発1号機、2号機及び4号機で、圧力抑制室を冷却する装置(RHR)が使用不能となったため同室の温度が摂氏100度以上となり、同室の機能が失われたとされていること
B29	東電事故調査報告書 添付資料8-12, 本編p158	写	東京電力株式会社	H24.6.20	①	【第10準備書面第2第2項(3)ウ】 東京電力の報告では、福島第一原発2号機において、主蒸気逃がし安全弁の強制開放開始時から压力容器内が1気圧になって注水が開始されるまでに1時間50分かかったとされていること
B30	「原子力発電」(抄) p123~126	写	武谷三男編	S51.2.20	①	【第10準備書面第2第3項(2)】 アメリカ合衆国国立アイダホ原子炉実験場においてなされた注水冷却実験(LOFT計画)では、空焚き状態の模擬炉心に水を掛けたが冷却に失敗したこと
B31	東電事故調査報告書 131~132頁	写	東京電力株式会社	H24.6.20	①	【第10準備書面第4第2項, 同3項】 東京電力の報告では、福島第一原発1号機の空気作動弁を手動で開操作するため現場に向かったが、現場の放射線量が高いため、引き返したとされていること 同報告では、電源を喪失した現場は真っ暗であり、懐中電灯の光をたよりに弁の設置場所へ向かったとされていること

B32	東電事故調査報告書 167頁	写	東京電力株 式会社	H24.6.20	①	【第10準備書面第9第3項(1)】 東京電力の報告では、福島第一原発2号機の大弁 (空気作動弁の一つ)は、電磁弁励磁用回路が外れ てしまい、その後開操作ができなかったとされてい ること
B33	東電事故調査報告書 190頁	写	東京電力株 式会社	H24.6.20	①	【第10準備書面第9第3項(1)】 東京電力の報告では、福島第一原発3号機の大弁 (空気作動弁の一つ)は、ポンペを交換したにもか かわらず閉じてしまい、その後開いた状態を保てな かったとされていること